株式会社ヤマハミュージックジャパン 代表取締役社長 押木正人 様

ヤマハ英語講師ユニオン 執行委員長 清水ひとみ

雇用契約エントリーに関する要求書

TOEIC のスコア提出の件については、早急にご対応いただきありがとうございました。もっとも、TOEIC の点以外にも様々な問題がユニオン内外から報告されておりますので、早急に対応いただくよう求めます。

1 エントリー直後の担当者からの連絡

A 契約でエントリーしたにもかかわらず、エントリー直後に担当者から電話等で連絡があり、「A 契約ではエントリーできない」と言われたり、委任を選択することを勧められるという声が多く寄せられています。

寄せられた声によると、現状のコマ数が少なかったり、レッスンの統廃合により担当コマ数が減少することが見込まれる場合に、A契約を選択できないと言われるようです。また、土曜日のコマ数が多く、平日のコマ数が少ない講師についても、同様の指摘を受けているようです。

しかしながら、レッスンの統廃合の問題は、雇用か委任かにかかわらず生じる問題であり、契約 形態とは関係がなく、契約形態の選択にレッスン統廃合の問題を反映させることは望ましくありま せん。また、土曜日のコマ数が多い講師が A 契約を選択できない理由は全くありません。

そもそも、雇用契約エントリーは、あくまでエントリー(申込み)であり、具体的な内容等については、今後、会社との間で交渉・合意することが想定されているはずです。また、この交渉・合意は、来期のレッスン開講がある程度定まってきた段階で行うことが可能であり、時期としても遅くないはずです。エントリー直後に、担当者の判断でこのような連絡がなされていること自体にも問題があります。

この点については、当ユニオンとしても大きな問題であると考えております。エントリー直後に、 希望した契約形態を否定するような連絡をせず、講師の意向を真摯に受け止めて交渉をしていただ くよう求めます。

2 休任中の講師のエントリーについて

休任中の講師から、講師サイトにアクセスできるものの、雇用化エントリーに関する情報が共有 されていないとの報告が寄せられています。休任中の講師についてエントリーを制限する理由は全 くありませんので、休任中の講師にも早急に雇用エントリーに関する情報を提示するよう求めます。